様式第７号（第11条関係）

景観計画区域内における行為の通知書

年　　　月　　　日

　　（宛先）静岡市長

住所

通知者　氏名

電話

|  |  |
| --- | --- |
|  | 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 |

　景観法第16条第５項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物等の名称 | 　 |
| 行為の場所等 | 地名地番 | 静岡市 |
| 用途地域✔ | □市街化区域（　　　　　地域）□市街化調整区域 □都市計画区域外 |
| 都市機能誘導区域（集約化拠点形成区域） | □区域内（ 東静岡駅周辺 ）地区　　□区域外 |
| 景観計画の地区等 | 景観計画重点地区 | 東静岡駅周辺地区 |
| 一般地区 | 土地利用別地区 | □住居系市街地景観ゾーン □商業系市街地景観ゾーン□工業系市街地景観ゾーン □沿道系市街地景観ゾーン□田園・緑地景観ゾーン　 □自然景観ゾーン |
| 都市景観促進地区 | □静岡駅周辺ゾーン　　　 □清水駅周辺ゾーン□東静岡駅周辺ゾーン　　 □草薙駅周辺ゾーン□駿河区役所周辺ゾーン　 □安倍川駅周辺ゾーン |
| 行為の期間 | 着手予定日 | 年　　月　　日✔ | 完成予定日 | 年　　月　　日 |
| 設計者 | 住所（所在地） | 　 |
| 氏名（名称及び代表者氏名） | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 工事施工者 | 住所（所在地） | 　 |
| 氏名（名称及び代表者氏名） | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 連絡先 | 住所（所在地） | 　 |
| 氏名（名称及び代表者氏名） | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 敷地内における行為の種類 | 建築物 | □新築　□増築　□改築　□移転　□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩の変更） |
| 工作物 | □新設　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩の変更） |

　（注）□の事項については、該当するものにレを記入してください。

（建築物）

建築物及び敷地の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 届出部分 | 既存部分 | 合計 |
| 敷地面積 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 建築面積 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 延べ面積 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |

建築物別の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物別の行為の種類 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩の変更） |
| 用途 | 　 |
| 構造 | 　　　　　　　　　　　造（一部　　　　　　　　造） |
| 建築面積 | ｍ2 | 延べ面積 | ｍ2 |
| 最高の高さ | ｍ | 階数 | 階 |
| 屋上に設置する建築設備の種類及び高さ | 高架水槽　　　　　ｍその他（　　　　　　）　　　　ｍ |
| 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項 | 立面の各面の　合計面積 | 　　　 　　ｍ2m2 |
| 外観の変更に係る部分の見付面積 | 外壁（窓面の開口部を含む。） | 屋根 | 合計 |
| ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 外観の色彩 |  | 仕上げ（材料・方法） | 色彩（マンセル値） |
| 屋根材 | 　 | 　 |
| 外壁材 | 　 | 　 |
| （　　　　　　） | 　 | 　 |
| アクセント色 | 　 | 　 |
| アクセント部分の面積 | 　 | アクセント部分の　面積 | 見付面積（開口部を含む。） | 見付面積（開口部を含む。）÷５ |
| 東立面 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 南立面 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 西立面 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 北立面 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 屋外広告物の有無 | 　　　　　□有　　・　　□無 |
| 〔添付書類〕 　□景観チェックリスト（様式第２号）　□付近見取図　□配置図　□外部仕上げ表　□平面図 　□断面図　□外構図　□周辺状況写真　□着色立面図　□その他（　　　　　） |

（注）

　　１　この面は、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。

　　２　□の事項については、該当するものにレを記入してください。

　　３　仕上げ（材料・方法）欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。

　　４　アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

（工作物）

工作物別の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 工作物別の行為の種類 | □新設　□増築　□改築　□移転　□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩の変更） |
| 種類 | 　 |
| 構造 | 　　　　　　　　　　　造（一部　　　　　　　　造） |
| 高さ | 　　　　　　　　　ｍ |
| 長さ | 　　　　　　　　　ｍ |
| 橋りょう等の規模 | 延長　　　　　　　ｍ　　　幅員　　　　　　　ｍ |
| 土地に自立した太陽光発電設備を設置する区域の敷地面積 | 　　　　　　　　　ｍ2 |
| 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項 | 立面の各部位の　合計面積 | 　　　　　　　　　　ｍ2 |
| 外観の変更に係る部分の見付面積 | 　　　　　　　　　　ｍ2 |
| 工作物の色彩 | 　 | 仕上げ（材料・方法） | 色彩（伝統色名・マンセル値） |
| 基本部分 | 　 | 　 |
| アクセント色 | 　 | 　 |
| アクセント部分の面積 | 　 | アクセント部分の　面積 | 見付面積（開口部を含む。） | 見付面積（開口部を含む。）÷５ |
| 　 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 　 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 　 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 　 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 屋外広告物の有無 | 　　　　　□有　　・　　□無 |
| 〔添付書類〕 　□景観チェックリスト（様式第２号）　□付近見取図　□配置図　□外部仕上げ表　□平面図 　□断面図　□外構図　□周辺状況写真　□着色立面図　□その他（　　　　　） |

　（注）

　１　この面は、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。

　２　□の事項については、該当するものにレを記入してください。

　３　仕上げ（材料・方法）欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。

　４　アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

様式第２号（第３条関係）

年　　　月　　　日

景観チェックリスト

　１　良好な景観の形成のために配慮した事項について

　（１）地域特性や周辺環境の解析

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（２）敷地内配置計画及び周辺環境への景観配慮事項

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（３）建築物等の景観に対するデザイン・コンセプト（屋根及びスカイライン並びに外壁等）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（４）外構計画及び敷地内緑化に対する景観配慮事項

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（５）設備計画における景観配慮事項（屋外設置機器類の配置等）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（６）その他特に景観形成に対し配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　※　助言、協議事項

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（注）

１　※印のある欄は、記入しないでください。

２　次ページ以降は、行為を行う地区及び行為の種類に該当するチェックリストのページのみ添付してください。

重点地区景観計画【東静岡駅周辺地区】 景観形成基準

（１枚目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| ※一般区域 | ※景観中軸路線沿道 | 国道１号・南幹線沿道 |
| １）建築物の壁面位置 | 建築物の壁面位置は、静岡都市計画東静岡地区計画による。 |  |  |  |
| ２）建築物の形態意匠 | 建築物の意匠等 | 建築物の意匠は、隣接する建築物相互のデザインと調和させる。 |  |  |  |
| 敷地にゆとりが生まれるような建物規模・配置計画に努める。 |  |  |  |
| 長大な壁面は、建築デザイン、材質、色彩等により分節化を行う。 |  |  |  |
| 屋根 | 屋根の色彩については、別表の範囲とする。 |  |  |  |
| 外壁 | 建築物の低層部はまち並み景観に配慮した意匠性の高いものとする。また、低層部の店舗は賑わいを演出するために開放的で外部に光がこぼれるようなデザインとする。（ショーウィンドウ等） |  |  |  |
| 外壁の色彩 | 周辺の景観に調和するように別表の範囲の色彩を使用する。特に中高層部の外壁は彩度を抑えるなど、風格のあるまち並みとなるように意識する。色のアクセントについては、同範囲の色彩を用いた表現とする。ただし、着色していない木材、土壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。 |  |  |  |
| 建築設備 | 建築設備や屋外階段は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路から直接見えない位置に配置、若しくは、見えないように格子等による修景を行う。 |  |  |  |
| 外部に照明を設ける場合は、色温度や輝度を抑えた、温かみのある照明を使用するように努める |  |  |  |

（２枚目）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３）工作物等の形態意匠 | 工作物の色彩 | 工作物の色彩については周囲の景観に調和した色彩とし、別表の範囲とする。 |  |  |  |
| 外構（駐車場・ゴミ置き場等） | 歩道に面する空地や平面駐車場・駐輪場部分の周辺には、花壇や生垣の設置を図るとともに、中低木の植栽等により修景するよう努める。 |  |  |  |
| 立体駐車場は周辺の建築物のデザインや色彩と調和させる。 |  |  |  |
| 歩道に面する駐車場部分の舗装は、歩道の舗装材と調和する材料を使用し、出入口部分の修景に努める。 |  |  |  |
| 駐車場管理のための機械設備を設置する場合は、安全性に配慮しつつも、植栽や格子等での修景を行い、景観に配慮した色彩を用いることとする。 |  |  |  |
| 集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備するよう努める。 |  |  |  |
| 緑化 | 既存並木を意識し、通り全体が連続する緑化計画とするよう努める。 |  |  |  |
| 建物の入口やベンチ等の位置を植栽で示したり、木陰を創出するなど、意図のある緑化とするよう努める。 |  |  |  |
| 樹木の足元には下草を植えるなど、立体的な緑化を行うよう努める。 |  |  |  |
| 植樹場所としては、植樹桝よりも植樹帯を用いた、並木の連続性に配慮した計画とするよう努める。 |  |  |  |
| ３）工作物等の形態意匠 | オープンスペース※（外壁後退部含む） | 歩道に沿ってオープンスペース※を設ける場合は、舗装材を歩道と調和させ、また、部分的な緑化や誰もが使えるベンチ・デッキ等を設けるなど、道路空間との調和や来訪者を意識した、十分解放された空間計画とするように努める。 |  |  |  |
| 自動販売機等の工作物を設置する場合は、自動販売機自主景観ガイドラインを参考とし、照明についても減光を行うなど、景観に配慮した計画とすること。 |  |  |  |

　（３枚目）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４）維持保全 | 公共空間の維持保全 | 公共空間の修繕を行う際は、現在と同等の素材を用いることとする。 |  |  |  |
| 建物の維持保全 | 公共施設・民間施設ともに、建物の外壁や屋上等の更新時期に備えた計画等を策定し、地区全体の景観や高質感の維持に努める。 |  |  |  |
| ５）富士山眺望 | 不特定多数の人が利用する建物の新築、増築等の建築行為の際には、下図地点からの富士山眺望を阻害しないことをフォトモンタージュ※等により検証する。やむを得ず、富士山眺望を確保できない場合は、敷地近辺や計画建築物内部など、代わりの眺望場所の検討を行い、市民の眺望財産の保守に努める。 |  |  |  |

備考　※一般区域…景観計画重点地区対象区域を指す

※景観中軸路線沿道…東静岡中央線、東静岡南口駅前線、東静岡北口駅前線の３路線に面する敷地を指す

**別 図**



富士山眺望を確保する眺望地点

（　　印　４カ所　）



**別 表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 10R～５Y | ６以下 | ４以下 |
| 上記以外の有彩色 | ２以下 |
| 無彩色 | ０（使用可） |

□外壁の色彩基準　　　　　　　　　　　　□屋根の色彩基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 10R～4.9YR2.6Y～５Y | ８未満の場合 | ３以下 |
| ８以上の場合 | ２以下 |
| ５YR～2.5Y | ８未満の場合 | ５以下 |
| ８以上の場合 | ３以下 |
| 上記以外の有彩色 | ８未満の場合 | ２以下 |
| ８以上の場合 | １以下 |
| 無彩色 | ３以上 | － |

□工作物の色彩基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 有彩色 | ― | ４以下 |
| 無彩色 |  | ０（使用可） |